シナノの国造勢力

―諏訪の国造について―

佐藤雄一

問題の所在

信濃国の国造勢力については、一般に科野国造のみが挙げられる。『国史大辞典』国造の項の「氏姓国造一覧」と「国造配置図」においても、信濃国の国造は科野国造（後に他田舎人氏）とされている。[1] これは、『古事記』や「国造本紀」に記載されている信濃国の国造が科野国造だけであるし、一国一国造という原則から考えれば、当然のことであると考えられる。

しかし、僅かな期間ではあるが、養老五（七二一）年六月から天平三（七三一）年三月にかけては、信濃国を割いて諏方国を置いており、また、「天孫本紀」においては「須羽直」についての記載もある。確かに、「天孫本紀」の史料的問題を鑑みるに、記事内容を鵜呑みにはできないが、後年、信濃国から分割して諏方国を立国することができた何らかの要因が、諏訪の地には存していたということは考えうることであろう。

国造制の研究において、諏訪国造を扱った論考は管見の限りでは極めて少ない。その中で、新野直吉氏が近年「諏訪の国造に比すべき存在の性格」を発表した。[2] 詳細は後述するが、新野説において諏訪国造は存在しなかったとされている。

新野氏による説に関しては、国造制下における諏訪地域の支配の実態について疑問を感じる部分もある。

そこで本稿では、信濃地域における国造勢力について、その実態がどのようなものであったのかということを考察するとともに、それをもとに諏訪地域においては、どのような勢力が実態として存していたのかを述べていくこととする。

なお、「シナノ」や「スハ」の表記に関しては、信濃・科野や、諏訪・諏方・須波・須羽・洲羽など様々あるが、固有名詞など特別な使い方をする場合以外は便宜上「信濃」や「諏訪」などに統一することとする。

一　信濃の国造勢力

信濃国の国造勢力について『古事記』神武段には

神八井耳命者、〈意富臣、小子部連、坂合部連、火君、大分君、阿蘇君、筑紫三家連、雀部臣、雀部造、小長谷造、都祁直、伊余国造、科野国造、道奥石城国造、常道仲国造、長狭国造、伊勢船木直、尾張丹波臣、嶋田臣等之祖也。[3]〉

とあり、神八井耳命系の氏族の一つとして科野国造を挙げている。また『先代舊事本紀』巻十「国造本紀」にも科野国造について

瑞籬朝〔崇神〕御世。神八井耳命孫建五百建命、定二賜国造一。[4]

とある。

科野国造に関して直接言及している史料は以上の二点である。やはり、出雲国造など他の国造と比べると数もそうであるが、具体性にも乏しい内容である。このことから、国造に関すること以外にも、古代の信濃について考えていく場合、木簡や出土遺物などの考古学分野の成果と併せて考えられたものが多い。

これまでの科野国造についての先行研究としては、主に

①　塚田正朋氏や大和岩雄氏らによる四～五世紀の多氏系と結びつける説[5]

②　関晃氏や『長野県史』による、四世紀末～五世紀初頭の科野直とする説[6]

③　井原今朝男氏や桐原健氏らによる、六世紀以降新たに南信濃において勢力を確立した金刺舎人氏・他田舎人氏を、それまでの科野直にかわって科野国造に任命されたものと捉える、二段階説が唱えられている。[7]

現在では、③説が有力なものとして考えられている。しかし、篠川賢氏に代表される近年の国造制に関する研究では、国造制の成立は六世紀以降に下るという見解が提示されている。[8]

そのような一連の国造制に関する研究を受け、小林敏男氏は、科野国造を六世紀～七世紀にかけて成立した氏族であり、小県郡の金刺舎人氏を本流とした氏族であるとしている。[9]信濃国の国造勢力としては、金刺氏と他田氏の二つがあったとするのが、現在の有力な解釈である。

史料上、科野国造について直接言及しているものは極めて少ない。しかし、一般に律令制下の郡司層は律令制以前の国造層と繋がるものと考えられている。そして、金刺氏や他田氏は、信濃国において有力な郡司層であったことはこれまでにも指摘されているところである。そのことを、以下の史料を通して確認していくこととする。

①他田舎人大嶋

『万葉集』巻二十、四四〇一（天平勝宝七（七五五）年二月二二日）

韓衣裾に取りつき泣く子らを置きてそ来ぬや母無しにして

右の一首は、国造小縣郡の他田舎人大嶋のなり。[10]

②他田舎人千世賣

『続日本紀』神護景雲二（七六八）年六月二三日条

乙未。《廿三》信濃国伊那郡人他田舎人千世賣。少有二才色一。家世豊贍。年廿有五。喪レ夫守レ志寡居五十餘年。褒二其守節一。賜二爵二級一。(11)

③金刺舎人八麻呂

『続日本紀』天平神護元年（七六四）正月己亥（七日）条

己亥。〈中略〉正六位上〈中略〉金刺舎人八麻呂。從六位上藤野別眞人清麻呂並勳六等(12)

『類聚三代格』弘仁三（八一二）年十二月八日

信濃國牧主當伊那郡大領外從五位外勳六等金刺舎人八麿解偁。(13)

④金刺舎人若嶋

『続日本紀』宝亀元（七七〇）年十月癸丑（二五日）条

癸丑。〈中略〉正七位下金刺舎人若嶋並外從五位下。(14)

『続日本紀』宝亀三（七七二）年正月乙巳（二四日）条

乙巳。信濃國水内郡人女孺外從五位下金刺舎人若嶋等八人賜レ姓レ連。(15)

『続日本紀』宝亀八（七七七）年正月癸亥（十日）条

癸亥。授從五位上藤原朝臣種繼正五位下〈中略〉外從五位下足羽臣黒葛。金刺舎人連若嶋。水海連淨成並從五位下(16)

⑤金刺舍人正長⑥他田舍人藤雄

『日本三代実録』貞観四（八六二）年三月戊子（二十日）条

廿日戊子。〈中略〉信濃國埴科郡大領外従七位上金刺舍人正長。小縣郡權少領外正八位下他田舍人藤雄等並授借外従五位下。[17]

⑦金刺舍人貞長

『日本三代実録』貞観五年（八六三）九月甲午（五日）条

五日甲午。右京人散位外従五位下多臣自然麻呂賜レ姓二宿禰一。信濃國諏方郡人右近衛將監正六位上金刺舍人貞長賜レ姓二大朝臣一。並是神八井耳命之苗裔也。[18]

⑧他田舍人蝦夷

『日本霊異記』下巻第二十二縁（宝亀四（七七三）年）

他田舍人蝦夷は、信農国小県郡跡目里の人なり。多く財宝富にして、銭と稲とを出挙す。[19]

以上、金刺・他田八人の名を挙げたが、①の他田舍人大嶋のところでは「国造」の語が出てきているが、ここでの国造とは国造丁を指している。国造丁とは大化前代の国造軍の遺制を受け継ぐもので、各国の防人集団の長（丁）としてこれを統率していったものであった。[20] また、律令制下の国造もそれ以前の国造の遺制であって、祭祀面に限らず郡司などと同様に地方支配の様々な局面にかかわっていたとされている。[21]

②の他田舍人千世賣は、女性であり直接郡司層の家柄であったとするものはないが、家世に豊贍（ゆたか）なりと記していることから、他田舍人氏が伊那郡において有力な氏族であったと推測することができる。このことから、おそらく、伊那郡にお

ける郡司層であったのであろうとしても、差し支えはないと考える。

③の金刺舎人八麻呂は、伊那郡の大領であり、牧の管理運営を任されていた。大領は郡司としての官職の一つである。

④の金刺舎人若嶋は、下級女官の女孺であるが、女孺は采女をあてるのが通例である。このことから、彼女は水内郡貢進の采女であることが推測される。また、金刺舎人氏が水内郡の郡領家であったことがわかる。

⑤の金刺舎人正長は、埴科郡の大領であった。また、⑥の他田舎人藤雄は小県郡の権少領であった。①に出た他田舎人大嶋となんらかの関係があったであろうことは、想像に難くない。これらは並びに郡司層の家の者たちであったことが確認できる。

⑦の金刺舎人貞長は、諏訪郡の出身であり、同祖関係にある大朝臣の姓を受けている。右近衛将監という官職からしても、金刺氏が諏訪郡の中で有力な一族であったとして問題はないであろう。

⑧の他田舎人蝦夷も、「財宝富にして」とあることから、小県郡の有力首長層であったとの推測が可能である。また①の他田舎人大嶋や　⑥の他田舎人藤雄とも繋がりがあったであろうことは、十分考えられる。

以上、これまで確認したように諸史料から見る限り信濃国の広範な地域にまたがって、律令制以降、金刺氏と他田氏が主要な勢力として存在していたことは間違いないであろう。さらに、金刺・他田の両氏が郡司層として信濃国の様々な地域において一定以上の勢力を保持していたということには、彼らが国造制以来の伝統的首長として各地域をまとめる立場にあったということが、背景にあったということもいえるであろう。

史料から、金刺氏は水内郡・埴科郡・諏訪郡・伊那郡に分布し、他田氏は筑摩郡・小県郡・伊那郡に分布しており、両氏は信濃国全体に広く分布していたことが分かった。この分布については、大きく二つの説がある。一つは、南の伊那郡・諏訪郡の金刺舎人や他田舎人（＝科野国造）による北の筑摩郡・小県郡への進出を考える説[22]。もう一つは金刺舎人と他田舎人は南北同時に設定されたものとする説[23]である。前者は、科野国造の系譜にある程度の血縁的関係を認めて考えられて

おり、後者は擬制的同族関係を前提として考えられている。

しかし、金刺舎人は、欽明天皇の磯城嶋金刺宮に舎人として奉仕したことに因んだ氏であり、他田舎人は欽明の子である敏達天皇の訳語田幸玉宮に舎人として奉仕したことに因んだ氏である。どちらも六世紀中～後半頃に設定された氏族であった。金刺舎人の氏名は、信濃国以外では駿河国や伊豆国にも分布している。これらが氏を同じくしているのは血縁をもとにした同族関係を示すものではなく、大王の宮に舎人として奉仕していたという政治的な性格から命名された擬制的同族関係と捉えるべきであろう。

また、信濃国のように広大な領域を一氏族のみが支配していたとは考えにくい。讃岐国のように[24]、複数の氏族が国造についていたと考えるべきで、それらが擬制的同族関係を結んでいったと考えるのが穏当であろう。

信濃国の場合は、どこか一つの大勢力のみが国造として国全体を把握していたとは考え難く、信濃各地に存在していた中小の勢力がお互いの相対的な力関係の中で、その時々に応じて国造についていたのではないか。

そして、信濃各地の氏族は本来的に同族関係で結ばれていたわけではなく、大和王権の支配下に組み込まれ、舎人として中央に出仕することになり、金刺舎人氏・他田舎人氏という職掌による氏姓を名乗ることとなったのであろう。彼らが系譜上の擬制的な同族関係を結ぶようになるのは、後代のことと推察される。

二　諏訪地域の国造勢力

前節において、信濃国においては特定の勢力が国造となって国全体を支配していたのではなく、その時期における各地域の相対的な関係や王権との結びつきの中で中心となる勢力が移り変わっていったものであったことを述べてきた。本稿では、その地域の一つであったと考えられる諏訪について触れ、また当地域を治めていたとされる「須羽国造」について、

筆者なりの考えを述べていきたい。

須羽国造に関しては、冒頭で紹介したように、近年、新野直吉氏による研究が出されている。新野氏はその中で、

須波・須羽の文字表記は問わず、諏訪国造は存在しなかった。[25]

と結論付けている。新野氏の論によると、諏訪には縄文以来の神事を受け継いできた土着の勢力を想定し、かつ彼等は国造につくことはできず、そこに氏姓国造や律令国造といったものは存在しなかったとしている。また、科野国造の一族である金刺氏は、あくまで外来のものであり、諏訪の国造ではなかったとしている。

しかし、前節でも述べたように、科野国造は特定の一氏族のことを指すのではなく、複数の集団によって構成された擬制的同族関係を持つ者たちのことであった。このことからすると、金刺氏は外来の者として捉えるべきではなく、むしろ各地域の有力者たちが、後に金刺氏や他田氏という系譜を同じくする集団にまとまっていったのだと解すべきであろう。とすると、諏訪の中で有力な首長層が他地域の勢力と結びついた後に、「天孫本紀」にあるように自らを須羽国造と名乗ったということなのであろうか。

まず、諏訪郡内における科野国造の勢力として、先に諏訪郡人の金刺舎人貞長を挙げたように、金刺氏が中心的な存在として確認できた。また、隣接している伊那郡でも金刺氏の存在が確認できた。これらから、律令制下の諏訪地域において主要な地位を得ていたのは、科野国造の一族である金刺氏の勢力であったとわかる。

科野国造以外に、須波国造も「国造本紀」の写本の一部には記載されている。これは「那須」を「須波」と誤写したものであったとされている。

しかし、巻五「天孫本紀」においては天照国照彦火明櫛玉饒速日尊の十三世の箇所に、

孫物部麻佐良連公。木筵大連之子。此連公。泊瀬列城宮御宇天皇〔武烈〕御世。為二大連一。奉レ齋二神宮一。須羽直女子妹古為レ妻生二二児一。[26]

とある。太田亮の『姓氏家系大辞典』須羽直の項では、この記事を受けて須羽直が須波（須羽）国造の氏姓か、とあり、

仮令然らずとするも、直姓なるより思へば、信濃国造族の人にて、信濃国造の一族の、此の地に移れるものなるべしと考へざるべからず。蓋し下諏訪神社の祝金刺氏は此の流か。[27]

と、須羽直が科野国造の支族である可能性について指摘している。これは、おそらく養老五（七二一）年における諏方国の設置を踏まえてのことであろう。信濃国は南北の両端が隔たっている。これを南北に分割し、律令政府による在地支配をよりきめ細やかに徹底させていこうとする狙いから、諏方の立国が行われたのであろう。

諏方建国について、太田亮が示唆するように、かつて須羽国造が存在し、その支配領域を踏襲する形で養老五年に分置されたと考えることは可能なのであろうか。

信濃では、既に弥生時代後期から北部の千曲川水系と南部の天竜川水系とに分かれる形で、二つの異なる文化圏が形成されていた。すなわち、「箱清水式文化圏」と「中島式文化圏」である。周知の通り、天竜川は諏訪湖に端を発する河川であるので、諏訪は「中島式文化圏」に属するとされている。（図1）

このことから考えると、確かに国造の支配権に関しても北信の勢力を中心とした「科野」のクニと、南信の勢力を中心とした「諏訪」のクニととることも可能のように思える。

しかし、（図2）の古墳分布図に示されているように、南信における勢力は伊那谷の南部地域に集中している。諏訪地域は南部勢力の北端部に当たる位置に存していることが見て取れる。「須羽直」なる名称を冠する存在であるならば、それが設定された時点で諏訪が南の勢力の中心地でなければならないはずである。

南信地域では、六世紀の段階で後期型の前方後円墳が多数構築されるようになるが、その中心地は下伊那地方である。六世紀中葉になると、上伊那郡の松島大墓、諏訪郡の青塚（被葬者は諏訪下社の大祝金刺舎人氏との伝承もある）、上田市の二子塚古墳などの横穴式石室をもつ前方後円墳が、古東山道ぞいに点の状態で構築されるようになる。[28]

図１　「信濃の土器文化圏」（『長野県史』より抜粋）

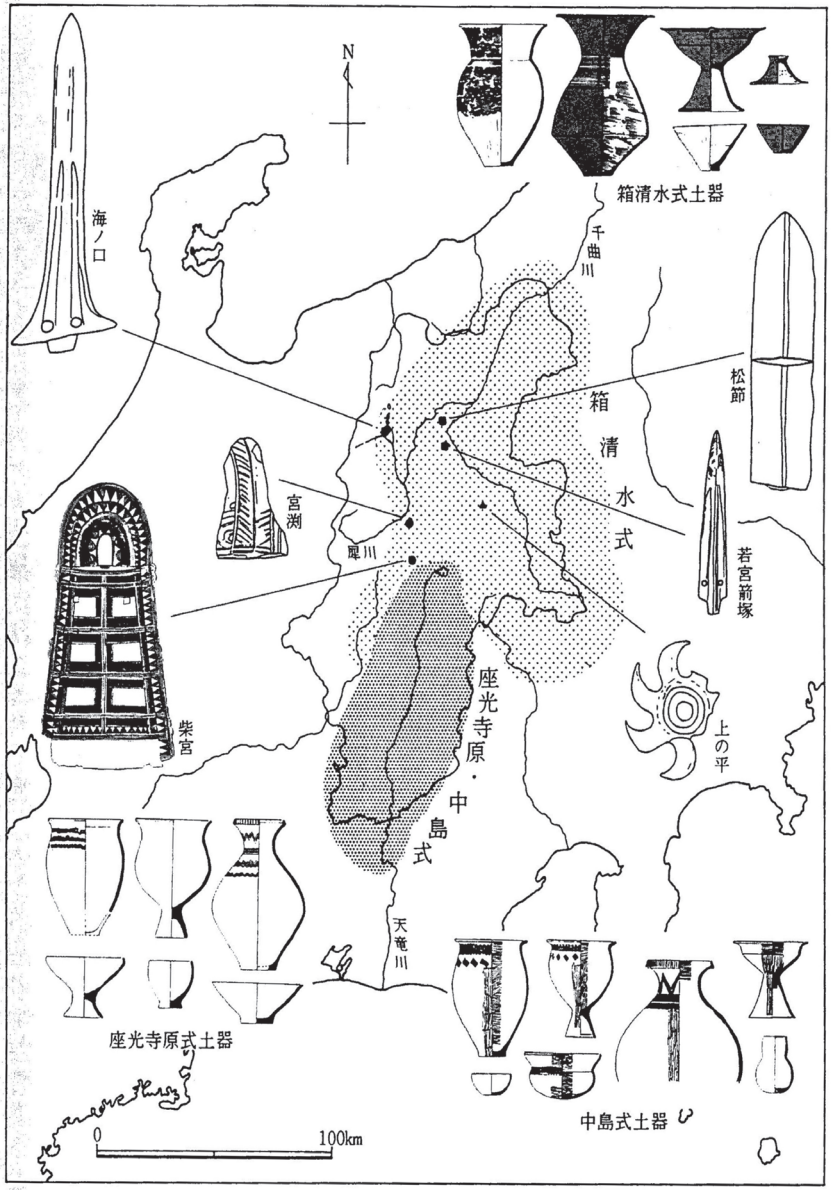

図２　「信濃の古墳分布」(『長野県史』より抜粋)

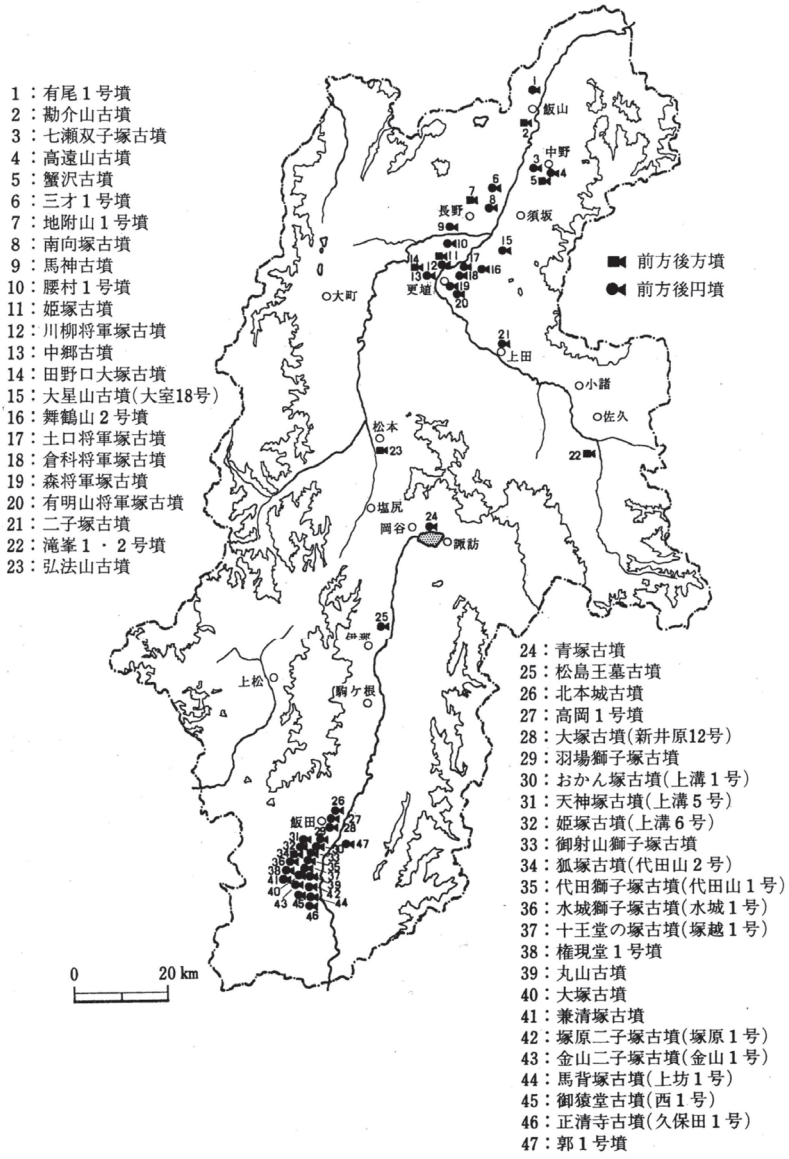

また、下伊那地方では、六世紀代を通じて馬具の一大集中域を形成していた。このことに対して、この時期における神坂峠越えの古東山道ルートの重要性の増大といった要素も指摘されている。[29]

近年の研究において、国造制の成立が六世紀代に置かれていることも勘案すると、この段階においては、やはり諏訪は、南から拡大してきた勢力の北端部にあたる地域であり、勢力の中心は伊那谷南部にあったのだと解すべきではないかと考える。このことからすると、六世紀段階では、太田が想定していたような、「天孫本紀」に記載されていた「須羽直」なる国造は、やはり実際には存在していなかったということになるであろう。

諏訪地域の在地首長層が、いつ頃大和王権との繋がりを強めていったのか、このことに関して文献史料上に直接示すような内容の記載はない。しかし、古墳の変遷などから推定すると、六世紀中葉以降のことと考えられる。諏訪地域に初めて造られた前方後円墳が、先ほど挙げた青塚古墳である。

それ以前は、五世紀代に造られたフネ古墳や片山古墳などのような、小規模な方墳や円墳が築造されていた。これらのことから考えると、諏訪地域は、大和王権の影響力が及ぶ以前には、伝統的な在地首長によって治められていたことが想定できるであろう。[30] それが大和王権の勢力下に入り、中央との結びつきを強めていくなかで、後に金刺氏という同じ系譜を持った擬制的同族関係にまとまっていくこととなる勢力が治めていくようになったのである。

結　語

本稿においては、諏訪の国造勢力について、①「天孫本紀」にあるような須羽直（須羽国造）と呼ばれる勢力が実際に存在していたのか。

②存在していたのであれば、それはどのような実態を持った勢力であったのか。

③存在していなかったとすれば、諏訪地域の在地支配層はどのような者たちであったのか。を明らかにすべく論考を試みた。

第一節では、信濃国の国造について考察する際に避けて通ることのできない科野国造について、国造制全体や科野国造の成立に関して六世紀代にもとめるようになった、近年の研究成果を受けて、どのような実態を持った集団であったのかを検討した。結果としては、科野国造の後裔である金刺氏や他田氏は、信濃全体に分布し、郡司層として確固たる勢力を築いており、やはりこれまで言われていたような、北信から南信への移動説や主権が交代したとする二段階説ではなく、各地域の在地首長らによる擬制的同族関係を持った集団であったという結論に至った。

第二節では、新野説に対して、前節の内容を受け諏訪地域の国造勢力について、その実態を考察した。まず、諏訪に国造は存在していたのかどうかということについては、六世紀の段階で信濃の他地域との比較を通してみてみると、「天孫本紀」にあるような須羽直は、やはり存在していなかったと考えるべきである。しかし、それは諏訪地域に国造勢力がまったく存在していなかったということではなく、信濃各地の在地首長たちが、ほぼ同一の時期（六世紀代）に大和王権の直接支配下に組み込まれ、舎人として中央に出仕するようになったため、彼等は共通の職掌名を氏姓として名乗るようになったと解すべきである。科野国造に北信の善光寺平の勢力と中・南信の勢力の二つが存し、どちらも金刺舎人や他田舎人の氏姓を有していたとしても、彼らが多氏系の神八井耳命の後裔と称して、系譜上の擬制的な関係を形成するのは後代のことであったのである。

以上が結論ということになるが、本稿においては個別地域についての検討を主に行ったために、科野国造全体の枠組みについては深く検討できなかった。また、信濃国の郡司層としては金刺氏や他田氏以外にも、安曇郡には安曇氏が存在していた。安曇氏と金刺氏や他田氏との関係についても今回は触れることができなかった。これらは今後の課題とさせていただく。また、筆者の力不足故、拙い内容となってしまった。平にご容赦いただきたい。一先ず筆を擱かせていただくが、

諸賢の御批判・御叱正をいただければ幸甚である。

註

（1）『国史大辞典』（吉川弘文館　一九八四年）担当は新野直吉氏
（2）新野直吉「諏訪の国造に比すべき存在の性格」『史聚』第三十九・四十記念号（二〇〇七年三月）
（3）『古事記』（新訂増補国史大系　吉川弘文館　一九五一年）
（4）『先代舊事本紀』「天孫本紀」二一一（『神道大系』一九八〇年）
（5）塚田正朋『長野県の歴史』（山川出版社　一九七四年）
　大和岩雄『信濃古代史考』（名著出版　一九九〇年）
（6）関晃「科野国造の氏姓と氏族的展開」（『信濃の歴史と文化の研究』第二巻　黒坂周平先生の喜寿を祝う会　一九九〇年）
　『長野県史』通史編　第一巻（一九八九年）
（7）井原今朝男「阿蘇氏系図の諸問題―諏訪・伊那地方と金剌氏について」（『諏訪市史研究　三』一九九一年）
　桐原健「科野国造の本貫」（『伊那』七六九　一九九二年）
（8）篠川賢『国造制の成立と展開』（吉川弘文館　一九八五年）
　同　『日本古代国造制の研究』（吉川弘文館　一九九六年）
　同　「国造の「氏姓」と東国の国造制」（あたらしい古代史の会編『王権と信仰の古代史』吉川弘文館　二〇〇五年）
　小野里了一「凡直国造に関する基礎的考察」（同右に所収）
　大川原竜一「国造制の成立とその歴史的背景」（『駿台史学』一三七　二〇〇九年）
（9）小林敏男「科野（信濃）国造に関する考察」（井原今朝男・牛山佳幸編『東国信濃の古代中世史』所収　岩田書院　二〇〇八年）
※傳田伊史氏も「五・六世紀のシナノをめぐる諸問題について」（地方史研究協議会編『生活環境の歴史的変遷』雄山閣　二〇〇一年）
　において、科野国造の成立時期を六世紀以降に置いている。

(10)『万葉集』四四〇一（新日本古典文学大系　岩波書店　一九九九年）
(11)『続日本紀』（新訂増補国史大系　吉川弘文館　一九八一年）
(12)『続日本紀』（前掲書）
(13)『類聚三代格』（新訂増補国史大系　吉川弘文館　一九八〇年）
(14)『続日本紀』（前掲書）
(15)『続日本紀』（前掲書）
(16)『続日本紀』（前掲書）
(17)『日本三代実録』（新訂増補国史大系　吉川弘文館　一九六六年）
(18)『日本三代実録』（前掲書）
(19)『日本霊異記』（新日本古典文学大系　岩波書店　一九九六年）
(20)岸俊男「防人考」（『日本古代政治史研究』塙書房　一九六六年）
直木孝次郎「国造軍」（『日本古代兵制史の研究』吉川弘文館　一九六八年）
(21)森公章『古代郡司制度の研究』（吉川弘文館　二〇〇〇年）
(22)大和岩雄（前掲書）
(23)小林敏男（前掲論文）
(24)加藤謙吉「讃岐の国造勢力と因支首」（『東アジアの古代文化』一三二号　二〇〇七年）
(25)新野直吉（前掲論文）
(26)『先代舊事本紀』「天孫本紀」P九三（前掲書）
(27)『姓氏家系大辞典』（太田亮　角川書店　一九六三年）
(28)笹沢浩「信濃」（石野博信編『全国古墳編年集成』雄山閣出版　一九九五年）
(29)松尾昌彦「中部山岳地帯の古墳」（『新版　古代の日本　中部』角川書店　一九九三年）
(30)拙稿「古代諏訪信仰の始まりとその変質」『延喜式研究』第二六号（二〇一〇年三月）
拙稿「古代在地社会における信仰と律令祭祀」『古代文化研究』第一七号（二〇〇九年三月）